

特定支配同族会社の役員給与

Q : 一定の同族会社の場合、役員給与が全額損金にできないそうですが、どのようなになっているのですか？

A : 基準所得金額が1,600万円超の場合、その他一定の場合には給与所得控除相当額が損金に算入されません。

【解説】

特殊支配同族会社とは、いわゆるオーナー1人会社で次の要件に該当する会社をいいます。

- ① 業務主宰役員及びその役員と特殊関係にある者(業務主宰役員関連者)が、発行済株式の90%以上の株式を有しており、かつ、
- ② 業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の総数が常務に従事する役員の総数の過半数を占める会社

会社が、この特殊支配同族会社に該当する場合には、業務主宰役員(会社の経営に最も中心的に関わっている役員1人)に対して支払う給与の額のうち、給与所得控除に相当する部分の金額は、損金の額に算入できないこととされています。(これを特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入といいます)

ただし、次の場合にはこの規定が適用されません。

- ① (法人の所得金額+業務主宰役員の給与+欠損金の繰越控除額)の直近3年間の平均額(基準所得金額) \leq 1,600万円
- ② 1,600万円 $<$ 基準所得金額 \leq 3,000万円で、かつ、基準所得金額に占める業務主宰役員給与額の割合が50%以下である場合

